

令和7年（2025年）
第1回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第 1 5 号議案 町田市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 包括外部監査を実施する時期を改めるため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 包括外部監査を実施する時期を、毎年度から 2 年度に 1 回に改めます。 ○ 監査の効果をさらに高めるため、監査の翌年度は、全庁横断的な改善に取り組むこととし、監査と改善のサイクルを確立します。 ○ 2025 年度と 2026 年度の 2 年間で、全庁横断的な改善に向けた仕組みを構築し、これまでに実施した監査の結果について、点検と改善を行います。そのため、次に包括外部監査を実施する年度は、2027 年度とします。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36（包括外部監査契約の締結）			
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 谷	電話	724-2503

議案概要

議案名	第 16 号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 育児を行う職員の時間外勤務を免除する場合の子どもの範囲を、3 歳未満の子から小学校就学前の子に拡大します。 ○ 育児を行う職員が、子どもの病気やけがの看護等に加えて、入学式などの行事参加や感染症に伴う学級閉鎖時も休暇を取得できるようにするため、「子どもの看護休暇」の名称を、「子どもの看護等休暇」に改めます。 ○ 仕事と介護の両立支援制度を十分活用できないまま、介護離職に至ることを防止するため、任命権者が次の措置を講じなければならないこととします。 ・職員が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、仕事と介護の両立支援制度について個別の周知・意向確認をすること ・職員への研修の実施、相談体制の整備等の勤務環境の整備をすること ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）			
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤	電話	724-2199

議案概要

議案名	第 17 号議案 町田市市税条例及び町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例															
【議案提出の目的】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：マイナンバー法）の改正に伴い、関係する規定を整理するため、2 本の条例を一括し、所要の改正をするものです。																
【議案の内容】 ○ マイナンバー法の項番号が変更となることに伴い、引用する項番号を改めます。																
<table><tr><th>条例名</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td>町田市市税条例</td><td>第 2 条第 15 項</td><td>第 2 条第 16 項</td></tr><tr><td rowspan="3">町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例</td><td>第 2 条第 8 項</td><td>第 2 条第 9 項</td></tr><tr><td>第 2 条第 12 項</td><td>第 2 条第 13 項</td></tr><tr><td>第 2 条第 14 項</td><td>第 2 条第 15 項</td></tr></table>				条例名	改正前	改正後	町田市市税条例	第 2 条第 15 項	第 2 条第 16 項	町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例	第 2 条第 8 項	第 2 条第 9 項	第 2 条第 12 項	第 2 条第 13 項	第 2 条第 14 項	第 2 条第 15 項
条例名	改正前	改正後														
町田市市税条例	第 2 条第 15 項	第 2 条第 16 項														
町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例	第 2 条第 8 項	第 2 条第 9 項														
	第 2 条第 12 項	第 2 条第 13 項														
	第 2 条第 14 項	第 2 条第 15 項														
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。																
【関係法令】 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）																
問合せ先	総務部 市政情報課長 坂上	電話	724-8407													

議案概要

議案名	第 18 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例								
【議案提出の目的】 建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。									
【議案の内容】									
○ 建築基準法の改正 木造 2 階建て 500 ㎡以下の小規模建築物等は、建築確認審査の一部が省略できる特例規定が設けられていましたが、建築基準法の改正により特例の対象外となり、構造等の安全性審査に係る事務が増加するため、手数料を改めるものです。									
・ 木造 2 階建て住宅 100 ㎡～200 ㎡の例									
<table><tr><th>改正前</th></tr><tr><td>建築確認申請手数料 14,000円</td></tr><tr><td>完了検査手数料 16,000円</td></tr></table>		改正前	建築確認申請手数料 14,000円	完了検査手数料 16,000円		<table><tr><th>改正後</th></tr><tr><td>建築確認申請手数料 21,000円</td></tr><tr><td>完了検査手数料 25,000円</td></tr></table>	改正後	建築確認申請手数料 21,000円	完了検査手数料 25,000円
改正前									
建築確認申請手数料 14,000円									
完了検査手数料 16,000円									
改正後									
建築確認申請手数料 21,000円									
完了検査手数料 25,000円									
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正 省エネ基準への適合義務は、住宅以外の建築物でかつ 300 ㎡以上のものに限定されていましたが、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正により、原則すべての建築物に義務付けられます。 新たに義務となる建築物の適合性判定に関する手数料を新設するものです。									
・ 戸建て住宅 200 ㎡未満の例									
<table><tr><th>改正前</th></tr><tr><td>手数料なし</td></tr></table>		改正前	手数料なし		<table><tr><th>改正後</th></tr><tr><td>1件につき 20,700円 (省エネ基準に適合した適合証※がある場合 1件につき 5,800円)</td></tr></table>	改正後	1件につき 20,700円 (省エネ基準に適合した適合証※がある場合 1件につき 5,800円)		
改正前									
手数料なし									
改正後									
1件につき 20,700円 (省エネ基準に適合した適合証※がある場合 1件につき 5,800円)									
※「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」が省エネ性能等の基準に適合しているかの技術的審査を行い発行する証明書です。									
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。									
【関係法令】									
○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）									
○ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）									
問合せ先	都市づくり部 建築開発審査課長 位田	電話	724-4273						

議案概要

議案名	第 19 号議案 町田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 長期継続契約を締結することができる契約の範囲を拡大するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 次の契約について、新たに長期継続契約ができる対象に加えます。 ・市が所有する OA 機器、事務用機器、車両等の保守、維持管理に関する契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的なもの ・病院や保育園などの給食の調理又は配送に関する契約 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3（長期継続契約） ○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17（長期継続契約を締結することができる契約）			
【補足説明】 ○ 長期継続契約とは、地方自治法第 234 条の 3 に基づき、債務負担行為として予算を定めることなく、複数年度にわたり締結をすることができる契約をいいます。電気、ガス、水の供給や不動産を借りる契約等に加え、条例で定める契約について締結することができます。 ○ 現在、町田市では本条例に基づき、庁舎清掃業務、施設警備業務、OA 機器等の借り入れ等の長期継続契約を締結しています。 ○ 今回改正を行う保守、維持管理契約については、現行の規定では、長期継続契約を締結できるのは、OA 機器等の借り入れに伴う場合に限定しており、購入した OA 機器等を対象にする場合はできません。今後は、購入により市が所有する場合の保守等についても、複数年度の契約が商慣習上一般的であるものは長期継続契約の対象とし、事務の効率化を図ります。 ○ また、給食に関する契約は、現行の規定では、学校における給食のみ長期継続契約ができますが、病院や保育園なども同様に対象とします。 ○ 本条例は、条例の一斉点検を行った結果、見直しが必要と判断し改正を行うものです。			
問合せ先	財務部 契約課長 佐々木	電話	724-2523

議案概要

議案名	第 2 0 号議案 町田市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 スポーツ基本法に合わせ、委員委嘱に係る規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 2011 年のスポーツ基本法の改正により、市長が審議会の委員を委嘱するときに要していた、教育委員会からの意見聴取が不要となりました。 これに合わせ、教育委員会からの意見聴取に係る規定を削ります。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)			
【補足説明】 ○ 本条例は、条例の一斉点検を行った結果、見直しが必要と判断し改正を行うものです。			
問合せ先	文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 高梨	電話	724-4036

議案概要

議案名		第 2 1 号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例			
【議案提出の目的】					
国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第 6 期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、所要の改正をするものです。					
【議案の内容】					
○ 町田市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、国民健康保険税の税率及び税額を次のとおり改定します。					
＜改定前＞					
医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6.61%	38,900 円	2.22%	12,900 円	2.00%	15,000 円
↓					
＜改定後＞					
医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
6.67%	39,300 円	2.25%	13,100 円	2.02%	15,100 円
+0.06pt	+400 円	+0.03pt	+200 円	+0.02pt	+100 円
[モデルケースにおける年税額]					
・ 3 人世帯の場合					
(夫 43 歳→前年中の所得※260 万円、妻 41 歳→所得なし、子ども→所得なし)					
＜改定前＞466,900 円 → ＜改定後＞471,800 円 (増額 4,900 円)					
※ 所得は収入から必要経費を控除した額です。					
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。					
【関係法令】					
○ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 703 条の 4 (国民健康保険税)					
問合せ先		いきいき生活部 保険年金課長 武藤		電話	724-4027

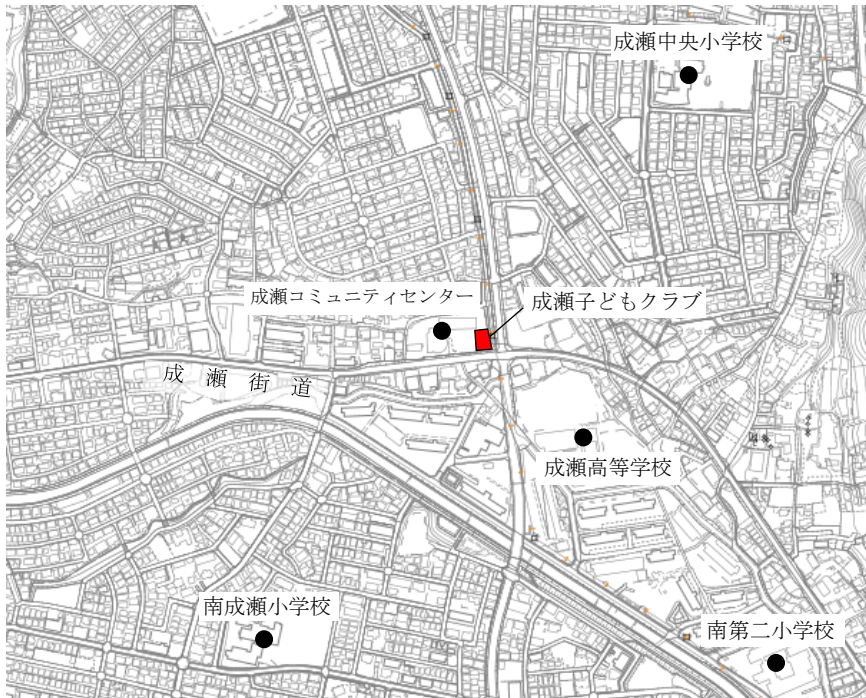
議案概要

議案名	第 2 2 号議案 町田市急患センター条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】			
休日応急歯科・障がい者歯科診療所の診療日を変更するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】			
○ 休日応急歯科・障がい者歯科診療所の診療日を次のとおり改めます。			
<改正前>			<改正後>
区分	診療日		診療日
休日応急歯科診療	<u>日曜日</u> ・祝日・年末年始		祝日・年末年始
障がい者歯科診療	水曜日・木曜日		水曜日・木曜日・ <u>金曜日</u>
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【補足説明】			
○ 休日応急歯科診療は、市内に日曜日に診療を行う歯科診療所が多数あるため、患者数が減少しています。			
○ 一方、障がい者歯科診療は、障がい者や要介護高齢者などを対象としており、受診希望者の増加に伴い、診療の予約が取りづらい状況となっています。			
○ このような状況を踏まえ、休日応急歯科・障がい者歯科診療所では 2024 年 4 月から、休日応急歯科診療は日曜日を休止し、障がい者歯科診療は金曜日を加え、週 3 回に増やして試行したところ、患者のニーズに適切に対応できているため、本条例により 2025 年度から正式に診療日を改めるものです。			
問合せ先	保健所 保健総務課長 中村		電話 724-4241

議案概要

議案名	第 2 3 号議案 町田市公衆浴場法施行条例及び町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 国が定める公衆浴場における水質基準等に関する指針の改正に伴い、関係する規定を整備するため、2本の条例を一括し、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市公衆浴場法施行条例及び町田市旅館業法施行条例に定める浴槽水の水質基準のうち、1ミリリットル当たりの「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めます。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号） ○ 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）			
【補足説明】 ○ 市内の公衆浴場及び旅館業における浴槽水の水質基準は、保健所設置市が条例で定めるところとされており、本条例は、国が定める「公衆浴場における水質基準等に関する指針」を基に定めています。 ○ 今回改正する「大腸菌群」は、大腸菌の数を検査するための指標で、大腸菌のほか、土壌等に存在している自然由来の細菌も含むものです。検査技術の向上により、大腸菌のみを簡便に検出する測定方法が確立されたため、水質基準の指標を「大腸菌数」に改めるものです。			
問合せ先	保健所 生活衛生課長 有田	電話	722-7354

議案概要

議案名	第24号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 成瀬地区に子どもクラブを設置するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 新たに成瀬子どもクラブを設置します。 ・ 名称 成瀬子どもクラブ ・ 位置 町田市西成瀬二丁目 49 番 4 号			
			
○ 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。			
【補足説明】 ○ 子どもクラブは、「新・町田市子どもマスタープラン（2015年度～2024年度）」に基づき、地域内の年少人口が多いにもかかわらず、施設総数が不足し子どもセンターの補完が不十分である地域に、子どもセンターを補完する施設として整備を進めています。 ○ 成瀬子どもクラブは、市内8館目の子どもクラブとして2026年3月に開館を予定しています。			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-4097

議案概要

議案名		第 2 5 号議案 町田市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例	
【議案提出の目的】 児童福祉法に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、制定するものです。			
【議案の内容】 ○ 児童福祉法により乳児等通園支援事業（通称「こども誰でも通園制度」）が創設されることに伴い、内閣府令で定める基準に従い又は参酌し、本事業の設備及び運営に関する基準を定めます。			
項目		内容	
趣旨・定義		条例の趣旨や用語の定義等を定めます。	
乳児等通園支援事業者及び職員の責務		乳児等通園支援事業を行う事業者や従事する職員の責務等を定めます。	
実施方法		乳児等通園支援事業の実施方法を以下のとおり定めます。 ① 余裕活用型乳児等通園支援事業（保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を行う事業所において、空き定員の範囲内で行う方法） ② 一般型乳児等通園支援事業（①以外の方法）	
設備及び人員配置基準		余裕活用型乳児等通園支援事業については、現状の保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の基準と同様とします。 一般型乳児等通園支援事業については、乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち半数以上を保育士とするなど、一般型一時預かり事業の基準と同様とします。	
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) ○ 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）			
【補足説明】 ○ 国は、2023 年 12 月に策定した「こども未来戦略」により、保護者の就労等の要件を問わず、保育所等に通っていない 0 歳 6 か月から満 3 歳未満までの乳幼児が保育所等を柔軟に利用できる制度（こども誰でも通園制度）を開始することになりました。 ○ 2024 年 6 月には、児童福祉法及び子ども・子育て支援法が改正され、こども誰でも通園制度が乳児等通園支援事業として規定されました。2026 年度からはすべての自治体で、本制度を本格実施することとなります。 ○ 町田市では、乳児等通園支援事業の本格実施を見据え、2024 年度から本事業と同様の未就園児預かり推進事業を開始しており、2025 年度から児童福祉法に沿って実施します。			
問合せ先	子ども生活部 子育て推進課長 香月		電話 724-4467

議案概要

議案名	第26号議案 町田市あきかん・吸い殻等の散乱防止等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 美化推進指導員の見直しに伴い、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 美化推進重点区域のあきかん、吸い殻のポイ捨てや、路等喫煙禁止区域内での路上喫煙など、条例の規定に違反した者に中止命令を行う主体である美化推進指導員を廃止し、市長が行うものとします。 ○ 2025年4月1日から施行します。			
【補足説明】 ○ 本条例は1999年に、あきかん、吸い殻のポイ捨てを防止することを目的に制定し、美化推進指導員はポイ捨ての指導、中止の命令を行う役割として規定しました。 ○ 2009年に本条例を改正し、上記に加えて、路上喫煙を防止するための規制等を定め、その指導、中止の命令も美化推進指導員の役割としました。 ○ 2018年度までは、元警察官の方を美化推進指導員に委嘱し、巡回等の業務を行っていましたが、2019年度からは、美化推進指導員は置かず、平日の通勤時間や土日の昼間の時間帯の巡回を強化するため、事業者に委託し、実施しています。 ○ これまでポイ捨て、路上喫煙などの行為があったときは、注意をすることでその行為を改めていただけており、実際に中止命令に至ったことはありません。本条例改正後は、中止命令を行う必要が生じたときは、巡回をする事業者と連携し、市の職員が対応を行います。 ○ 本条例は、条例の一斉点検を行った結果、見直しが必要と判断し改正を行うものです。			
問合せ先	環境資源部環境共生課長 田村	電話	724-4391

議案概要

議案名	第 2 7 号議案 町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 道路占用料の額を改めるため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市が管理する道路の占用料の額を改めます。			
[例]			
占用物件		単位	改正前
第 1 種電柱		1 本につき 1 年	1, 490 円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年	13 円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件のうち、外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	79 円
			改正後
			1, 620 円
			14 円
			86 円
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 39 条（占用料の徴収）			
【補足説明】 ○ 道路法第 39 条において、道路管理者は道路の占用につき、占用料を徴収することができ、占用料の額は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされています。 ○ 東京都は、固定資産税評価額や土地の賃料の水準の変動等を踏まえ、2024 年 4 月 1 日に東京都が管理する道路の占用料の額を見直しています。 ○ 町田市の道路占用料の額は、東京都の道路占用料の改定に合わせ、東京都と同額に改めます。			
問合せ先	道路部道路管理課 許認可・用地管理担当課長 家木		電話 724-1149

議案概要

議案名		第 2 8 号議案 町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例	
【議案提出の目的】 特定公共物の占用料の額を改めるため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市が管理する水路や赤道などの特定公共物の占用料の額を改めます。			
[例（水路）]			
占用の内容		改正前	改正後
1 橋りょう（添架物を含む。）の設置を目的とするもの 2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの		1,125 円	1,174 円
1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの 2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの 3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの		787 円	704 円
1 ガス若しくは電力の供給事業又は電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの 2 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの		337 円	352 円
(単位は 1 平方メートルにつき 1 年)			
[例（赤道）]			
占用物件	単位	改正前	改正後
第 1 種電柱	1 本につき 1 年	1,490 円	1,620 円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	13 円	14 円
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件のうち、外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	79 円	86 円
○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条（分担金等に関する規制及び罰則）			
【補足説明】 ○ 東京都は、固定資産税評価額や土地の賃料の水準の変動等を踏まえ、2024 年 4 月 1 日に東京都が管理する河川及び道路の占用料の額を見直しています。 ○ 町田市の特定公共物の占用料の額は、東京都の河川及び道路の占用料の改定に合わせ、東京都と同額に改めます。			
問合せ先	道路部道路管理課 許認可・用地管理担当課長 家木		電話 724-1149

議案概要

議案名	第 2 9 号議案 町田市立公園における移動等円滑化の基準に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（通称：バリアフリー法施行令）の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ バリアフリー法施行令の条番号が変更となることに伴い、引用する条番号を改めます。 （改正前）（改正後） 「第 21 条第 2 項第 1 号」→「第 22 条第 2 項第 1 号」 ○ 2025 年 6 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年法律第 379 号）			
問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397

議案概要

議案名		第 3 0 号議案 町田市立学校設置条例の一部を改正する条例			
【議案提出の目的】 鶴川西地区における小学校の統合に伴い、所要の改正をするものです。					
【議案の内容】 ○ 鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校を廃止し、現在の鶴川第三小学校の位置に「鶴川中央小学校」を開校します。 ○ 2026 年 4 月 1 日から施行します。					
【補足説明】 鶴川中央小学校は、2026 年 4 月に開校後、現在の鶴川第四小学校の位置に校舎を新設し、2029 年度に新校舎に移転します。					
鶴川第三小学校 鶴川第四小学校		統合 ➡	2026年度2027年度2028年度2029年度～ 【名称】鶴川中央小学校 【位置】鶴川第三小学校の位置鶴川第四小学校の位置		
< 参考：今後の予定（第 1 期分） >					
○ 鶴川東地区 2029 年度に鶴川東小学校を開校後、現在の鶴川第二小学校の位置に校舎を新設し、2033 年度に新校舎に移転します。					
鶴川第二小学校		➡	2029年度2030年度2031年度2032年度2033年度～ 【名称】鶴川東小学校 【位置】鶴川第三小学校の位置鶴川第二小学校の位置		
○ 本町田ひなた小学校 2028 年度に町田第三小学校を統合し、現在の本町田東小学校の位置に新設する校舎に移転します。					
本町田小学校 本町田東小学校 町田第三小学校		統合 ➡	2025年度2026年度2027年度2028年度～ 【名称】本町田ひなた小学校 【位置】本町田小学校の位置本町田東小学校の位置 統合 ➡		
○ 成瀬小学校 2028 年度に、現在の南第二小学校の位置に新設する校舎に移転します。					
南第二小学校 南成瀬小学校		統合 ➡	2025年度2026年度2027年度2028年度～ 【名称】成瀬小学校 【位置】南成瀬小学校の位置南第二小学校の位置		
○ 南第一小学校 2027 年度から校舎の建替えを行い、2030 年度に新校舎に移転します。					
南第一小学校		➡	2027年度2028年度2029年度2030年度～ 【位置】南中学校の位置南第一小学校の位置		
問合せ先		学校教育部 学務課長 高野		電話	724-2176

議案概要

議案名	第 3 1 号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例
-----	------------------------------------

【議案提出の目的】

鶴川西地区における小学校の統合に合わせて、学童保育クラブの名称と位置を変更するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

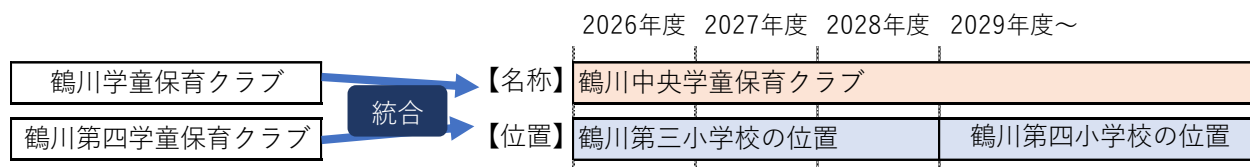
- 鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校内の学童保育クラブを廃止し、2026 年 4 月に開校する鶴川中央小学校内に、鶴川中央学童保育クラブを設置します。

改正前		改正後
鶴川学童保育クラブ（鶴川第三小内）	統合	鶴川中央学童保育クラブ （鶴川中央小内）
鶴川第四学童保育クラブ（鶴川第四小内）		

- 2026 年 4 月 1 日から施行します。

【補足説明】

鶴川中央学童保育クラブは、2029 年度に現在の鶴川第四小学校の位置に移転します。

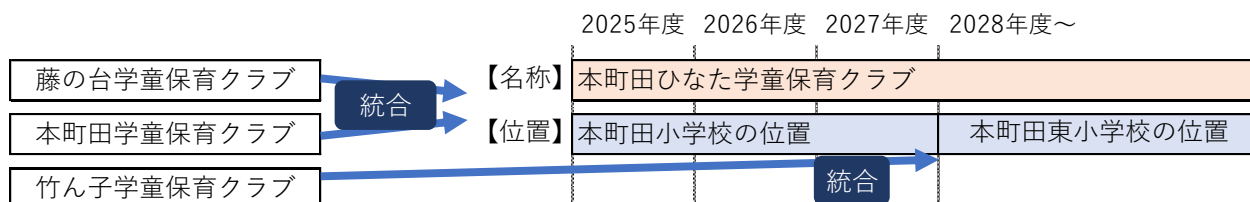


<参考：今後の予定>

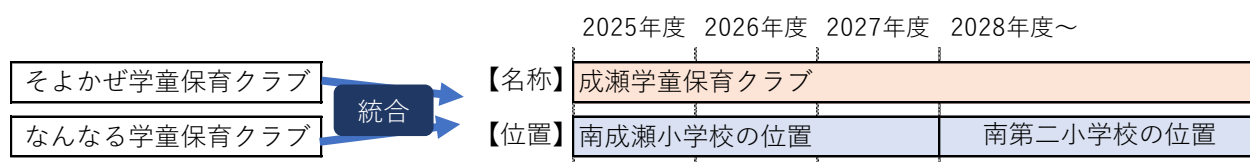
- 鶴川東地区 2029 年度に鶴川東学童保育クラブを設置し、2033 年度に現在の鶴川第二小学校の位置に移転します。



- 本町田ひなた学童保育クラブ 2028 年度に町田第三小学校内の竹ん子学童保育クラブを統合し、現在の本町田東小学校の位置に移転します。



- 成瀬学童保育クラブ 2028 年度に現在の南第二小学校の位置に移転します。



- 南第一さくら学童保育クラブ 2027 年度に南第一さくら学童保育クラブの名称を「南第一学童保育クラブ」とし、南中学校の位置に移転後、2030 年度に南第一小学校の位置に移転します。

	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度～
南第一さくら学童保育クラブ →	【名称】 南第一学童保育クラブ			
	【位置】 南中学校の位置		南第一小学校の位置	

問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	725-2182
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名	第 3 2 号議案 町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 栄養士法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 協議会の委員のうち「栄養士又は調理員」を「管理栄養士、栄養士又は調理員」に改めます。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条			
【補足説明】 ○ 現在、管理栄養士の資格を取得するには栄養士の免許が必要であるため、委員のうち栄養士については、管理栄養士も栄養士も任命することができます。 ○ 栄養士法の改正により、2025 年 4 月 1 日から、栄養士の免許がない場合も管理栄養士の資格を取得することが可能になることから、引き続き、管理栄養士が本協議会の委員になれるようにするため、改正するものです。 ○ 栄養士と管理栄養士は、どちらも栄養の指導を行いますが、栄養士は主に健康な人を対象とする一方、管理栄養士は健康な人だけでなく、傷病者や高齢で食事がとりづらくなっている人等、特別な配慮が必要となる人も対象とします。			
問合せ先	学校教育部 保健給食課長 林	電話	724-2177

議案概要

議案名	第 3 3 号議案 町田市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 町田市民病院の診療科目を追加するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 診療科目に、緩和ケア科を新設します。 ○ 2025 年 4 月 1 日から施行します。			
問合せ先	市民病院 総務課長 佐藤	電話	722-2230

議案概要

議案名	第 3 4 号議案 土地の無償貸付について		
【議案提出の目的】			
株式会社ゼルビアに対し、継続して鶴見川クリーンセンター用地の一部を無償で貸し付けるものです。			
【議案の内容】			
○ 貸付相手方	東京都町田市三輪緑山一丁目 1 番地 株式会社ゼルビア 代表取締役社長兼 CEO 藤田 晋		
○ 貸付期間	2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間		
○ 貸付財産	・所在地 町田市三輪緑山一丁目 1 番 ・面積 201,128.61 m ² のうち 40,127.57 m ² ・貸付価格 無償		
○ 無償にて貸し付ける理由	貸し付ける土地は、町田市 5 ヶ年計画 22-26 の継続重点事業である「スポーツをする場の環境整備」実現のため、グラウンドやアウトドアスペース・周辺散策路等を共用区分として市民開放を行い、これまで市民が無料で利用しております。引き続き市民のスポーツをする場の確保及び地域のスポーツ環境を充実するために必要な土地として、40,127.57 m ² を無償で貸し付けます。 なお、株式会社ゼルビアが専用で使用しているクラブハウスや倉庫・駐車場等につきましては、別途、有償にて貸し付けます。有償部分については、現況に併せて面積の見直しを行い、従前の貸付時よりも有償部分の面積を拡大します。(1,156.01 m ² ⇒1,916.95 m ²)		
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号 (財産の貸付)			
問合せ先	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課長 高梨	電話 724-4036

議案概要

議案名	第 3 5 号議案 市道路線の認定について		
【議案提出の目的】 開発行為に伴い築造された道路、私道移管事業に伴い移管された道路、道路整備事業に伴い整備予定の道路及び路線認定の要件を満たした認定外道路を市道として認定するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田 935 号線その他の合計 18 路線 総延長 1,114mを市道として認定します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項（市道路線の認定）			
議案名	第 3 6 号議案 市道路線の廃止について		
【議案提出の目的】 道路として機能のない路線を廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 南 537 号線その他の合計 4 路線 総延長 345mの市道を廃止します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項（市道路線の廃止）			
問合せ先	道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 家木	電話	724-1154

議案概要

議案名	第 3 7 号議案 原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第 2 駐車場の指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】 原町田一丁目駐車場及び原町田一丁目第 2 駐車場を管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) タイムズ 24 株式会社共同事業体 (代表団体) タイムズ 24 株式会社 代表取締役 西川 光一 東京都品川区西五反田二丁目 20 番 4 号 (その他の構成団体) タイムズサービス株式会社			
○ 公の施設の概要			
名 称	原町田一丁目駐車場	原町田一丁目第 2 駐車場	
所 在 地	町田市原町田一丁目 6 番 21 号	町田市原町田一丁目 7 番 6 号	
供用開始年月日	1980 年 4 月 1 日	2006 年 12 月 8 日	
構 造	鉄骨造地上 3 階 4 層 (自走式)	屋外平置き式	
延床面積	6,989.33 m ²	—	
敷地面積	2,383.37 m ²	1,170.47 m ²	
収容台数	250 台	36 台	
駐 車 可 能 サ イ ズ	長さ 4.9m以下、幅 1.8m以下 高さ 2.0m以下	長さ 4.9m以下、幅 1.8m以下	
○ 指定管理者が行う主な業務 ・駐車場の利用の承認等に関すること。 ・駐車場に駐車する自動車の管理に関すること。 ・駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。			
○ 指定の期間 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの 1 年間 第 2 駐車場は、2025 年 4 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの 9 か月間			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)			
○ 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例第 8 条第 3 項 (指定管理者の指定等)			
問合せ先	経済観光部 産業政策課長 村上		電話 724-3296

議案概要

議案名	第 3 8 号議案 指定金融機関の指定について		
【議案提出の目的】 2025 年 7 月 1 日から新たに市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。			
【議案の内容】 ○ 指定金融機関 ・ 株式会社 横浜銀行 ○ 指定期間 ・ 2025 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日まで ※ 現在の指定金融機関である株式会社きらぼし銀行との契約は 2025 年 6 月 30 日をもって満了となります。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 235 条第 2 項（金融機関の指定） ○ 地方自治法施行令第 168 条第 2 項（指定金融機関等）			
【過去の実績】 ○ 2003 年 7 月から次の 2 行により 2 年ごとに輪番 ・ 八千代銀行（現きらぼし銀行） ・ 横浜銀行			
問合せ先	会計課長 神谷	電話	724-2196

議案概要

議案名	第 3 9 号議案 権利の放棄について														
【議案提出の目的】 市が有する未収債権のうち、債務者の破産により請求権を行使できないものについて、権利の放棄をするものです。															
【議案の内容】 ○ 2024 年 1 月から 12 月までの間に、債務者の破産により債権請求権を行使できない事実が判明した 9 件の未収債権計 2,351,615 円について、権利の放棄をするものです。															
＜内訳＞															
<table><tr><td>債権名</td><td>債権数</td><td>債権額</td></tr><tr><td>生活保護費戻入金</td><td>8 件</td><td>478,335 円</td></tr><tr><td>児童扶養手当返還金</td><td>1 件</td><td>1,873,280 円</td></tr><tr><td>計</td><td>9 件</td><td>2,351,615 円</td></tr></table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費戻入金	8 件	478,335 円	児童扶養手当返還金	1 件	1,873,280 円	計	9 件	2,351,615 円
債権名	債権数	債権額													
生活保護費戻入金	8 件	478,335 円													
児童扶養手当返還金	1 件	1,873,280 円													
計	9 件	2,351,615 円													
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号（権利の放棄）															
問合せ先	財務部 納税課 債権対策担当課長 小山	電話	724-3295												

議案概要

議案名	第40号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

2025 年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

- 市民または町田市に関係のある個人もしくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上など多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。
- 今回の一般表彰の該当者は、個人 94 名、団体 8 組、合計 102 件です。

< 該当者内訳 >

	個人	団体	計
納税意識の高揚及び納税事務の円滑化に尽力	2		2
産業経済の発展に尽力	2		2
企業の振興・発展に尽力	1		1
保健衛生事業に尽力	2		2
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	11		11
民生委員・児童委員・社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	6		6
手話通訳者として地域福祉活動に尽力	2		2
障がい児スポーツ教室指導員として障がい児スポーツの普及推進に尽力	9		9
消防団員として災害防止活動に尽力	5		5
自主防災組織として地域の防災活動に尽力		7	7
防犯協会役員として防犯事業に尽力	1		1
交通安全協会役員として交通安全活動に尽力	20		20
地域自治の振興に尽力	3		3
青少年の健全育成活動に尽力	3		3
体育の振興に尽力	8		8
文化芸術の振興に尽力	11	1	12
保護司として住民の福祉向上に尽力	1		1
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	3		3
市の環境行政の発展に尽力	1		1
市の公益のために寄附	3		3
計	94	8	102

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例第 3 条

問合せ先	政策経営部 秘書課長 岡	電話	724-2100
------	--------------	----	----------